

## 生活保護世帯等に対する水道料金減免要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市水道条例(以下「条例」という。)第39条の規定により生活保護世帯等の水道料金の減免をする場合に、必要な事項を定めるものとする。

### (減免の対象)

第2条 この要綱における減免の対象とは、次の各号に掲げる世帯及び施設とする。

- (1) 生活保護法第11条第1項に規定されている生活扶助、教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかを受けている世帯
- (2) 児童扶養手当法第4条第1項に規定する児童扶養手当を受けている者がいる世帯
- (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に規定する特別児童扶養手当を受けている者がいる世帯
- (4) 身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、1級又は2級の障害を有する者がいる世帯で、減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年度の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいない世帯(同居の世帯を含む。)
- (5) 児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害福祉法第12条に規定する知的障害者更正相談所において重度以上の知的障害者と判定された者がいる世帯で、減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年度の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいない世帯(同居の世帯を含む。)
- (6) 精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、1級の障害を有する者がいる世帯で、減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年度の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいない世帯(同居の世帯を含む。)
- (7) 社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所の長により寝たきり老人と認定された者がいる世帯で、減免を申請した日の属する年の前年の所得に係る市県民税(ただし、当該市県民税が確定していないときは、前々年度の所得に係る市県民税とする。)を賦課された者がいない世帯(同居の世帯を含む。)
- (8) 社会福祉法第2条第2項第1号から第4号に規定する社会福祉事業を行う施設(国又は地方公共団体の施設を除く)

### (料金の減免)

第3条 料金の減免は、減免対象者の申請により行うものとする。

ただし、減免対象者が前条の要件に該当しなくなった場合は、生活保護法世帯等水道料金減免取消通知書(様式第1号)を送付し、その要件が停止又は廃止となった日以降に算定する料金については、減免しないものとする。

2 減免対象者が前条に掲げる要件の二つ以上に該当する場合は、減免額の大きいものを減免の対象とする。

### (減免額)

第4条 減免額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 第2条第1号のうち生活扶助を受けている世帯の減免額

ア 専用給水装置については、条例第29条の規定により算定した料金のうち1か月10m<sup>3</sup>までの使用水量に係る従量料金と料金の110分の10に相当する額及び10円未満の端数を切り捨てた額

イ 専用給水装置の共同使用については、当該減免対象者の基本料金及び使用水量は、共同使用した世帯で按分し料金を算定するものとし、条例第29条の規定により算定した料金のうち当該減免対象者に係る1か月10m<sup>3</sup>までの使用水量に係る従量料金と料金の110分の10に相当する額及び10円未満の端数を切り捨てた額

- (2) 第2条第1号のうち教育扶助、住宅扶助及び医療扶助のいずれかを受けている世帯及び同条第2号から第7号までの減免額

ア 専用給水装置については、条例第29条の規定により算定した料金の110分の10に相当する額及び10円未満の端数を切り捨てた額

イ 専用給水装置の共同使用については、当該減免対象者の基本料金及び使用水量は、共同使用した世帯で按分し料金を算定するものとし、条例第29条の規定により算定した料金のうち当該減免対象者に係る料金の110分の10に相当する額及び10円未満の端数を切り捨てた額

(3) 第2条第8号の社会福祉事業を行う施設の減免額

条例第29条の規定により算定した料金のうち、従量料金の30パーセントと110分の10に相当する額及び10円未満の端数を切り捨てた額

(減免額の申請)

第5条 減免を受けようとする者は、千葉市水道給水条例施行規程(昭和50年千葉市水道局規程第1号)第26条に規定する生活保護世帯等水道料金減免申請書(様式第19号)に課税調査同意書兼世帯構成届(様式第2号)を添付して水道局に提出しなければならない。

(減免の決定)

第6条 減免の決定をした場合は、速やかに、生活保護世帯等水道料金減免決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(開始時期)

第7条 減免は、減免の決定した日の翌日以降算定する料金から行うものとする。

(減免の却下)

第8条 減免の却下をした場合は、速やかに、生活保護世帯等水道料金減免却下通知書(様式第4号)を申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第2号の規定は、平成26年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。